〃	第十八回	十億円	百円三十銭
〃	〃	十億円	百円三十五銭
〃	〃	十五億円	百円四十銭
〃	〃	九億円	百円四十五銭
〃	第二十一回	四十二億円	百一円八十五銭
〃	第二十二回	十億円	百二円四十五銭
〃	第二十八回	三百七十七億円	百円十銭
〃	第二十九回	三億円	九十九円七十銭
〃	〃	五十億円	九十九円七十八銭
〃	〃	二十億円	九十九円八十七銭
〃	第三十回	三十億円	九十九円五十七銭
〃	第三十一回	五十億円	九十九円六十五銭
〃	第三十三回	五億円	九十九円六十七銭
〃	第三十五回	百億円	九十九円七十四銭
〃	第三十六回	五億円	九十九円七十九銭
〃	第三十九回	一億円	百四円十銭
〃	第四十二回	十九億円	百三円八十銭
〃	第四十四回	十五億円	百四円十銭
〃	第四十五回	九億円	百三円九十銭
〃	〃	五億円	百三円九十四銭
〃	〃	二十五億円	百四円
合計		千百二億円	

○財務省告示第四百号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年十二月五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	六億円	百円八十七銭
〃	〃	三十四億円	百円九十銭
〃	第九回	五十億円	百円九十四銭
〃	〃	五十九億円	百円九十五銭
〃	〃	四十億円	百円九十九銭
〃	第十回	五億円	百円七十銭
〃	〃	四十六億円	百円七十五銭
〃	第十一回	百十億円	百円六十五銭
〃	〃	四億円	百円六十九銭
〃	〃	四十四億円	百円七十銭
〃	第十二回	一億円	百円六十六銭
〃	第十八回	五億円	百円七銭
〃	〃	五億円	百円十二銭
〃	〃	五億円	百円十七銭
〃	〃	五億円	百円二十二銭
〃	第十九回	十億円	百円八十銭
〃	第二十回	二十二億円	百一円二十五銭
〃	第二十一回	五億円	百一円七十四銭
〃	〃	百八億円	百一円八十銭
〃	第二十二回	六億円	百二円四十四銭
〃	〃	五億円	百二円五十二銭
〃	〃	十六億円	百二円五十五銭
〃	第二十五回	六億円	百一円五十四銭
〃	第二十六回	十五億円	百一円十銭
〃	〃	十億円	百一円二十銭
〃	第二十八回	十七億円	百円五銭
〃	〃	三十六億円	百円十銭
〃	第二十九回	五十億円	九十九円九十二銭
〃	〃	五十億円	九十九円九十四銭
〃	第三十一回	七十億円	九十九円七十四銭